

令和 2 年 5 月 7 日

学童クラブ保護者 各位

多摩市子ども青少年部
児童青少年課

緊急事態宣言中の学童クラブの利用について（5月11日以降）

日頃より多摩市学童クラブの運営にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

ご利用の皆様におかれましては、現在、市から登所自粛をお願いする中で、それぞれの家庭状況に応じてご対応していただいております、重ねてお礼申し上げます。

国の「緊急事態宣言」が5月31日まで延長され、多摩市教育委員会でも休校措置を5月31日まで延長することとなりました。これらの対応を受け、5月11日以降5月末日までの間の学童クラブへの登所自粛をお願いいたします。なお、内容については、4月8日付「緊急事態宣言後の学童クラブの利用について」及び4月10日付「緊急事態宣言後の学童クラブの対応に伴う協力要請について」を引き続き継続していくとともに、新型コロナウイルス感染症から大切な子どもたちを守るため、さらには学童クラブ現場で働く職員を守るために、下記の通り規模を縮小して対応することとしました。

さらなる規模縮小の対応策として、学童クラブの登所を希望する場合には、別紙「自粛要請期間における登所届」をご提出いただくようお願いいたします。あらためまして、感染拡大防止にむけたご協力をお願い申し上げます。

記

1 方針

- (1)医療、交通、金融、社会福祉等に従事する保護者及び緊急事態措置によって休業要請される業種以外に勤める保護者もいることから、一律の休所要請は行いません。
- (2)学童クラブ自体が集団生活を行う、いわゆる3密にあたる空間であることから、学童クラブ職員及び通所する児童の罹患リスクを減らすため、さらに預かりの規模を縮小して実施いたします。

2 対応

各学童クラブ運営事業者に対し、集団感染を防止する観点から、交代勤務をするなどリスクを減らしての運営を検討するよう要請し、育成する側の密を減らすことによる更なる感染症対策を引き続き行います。

3 学童クラブを利用するにあたって

- (1)引き続き、仕事を休んで家にいることが可能な保護者の方は、登所を控えていただくようお願いいたします。各学校において週に1回程度の分散登校を行うとしていますが、学校の登校日に際しても、家庭でお子さまを見ることができるときには登所を自粛していただくようお願いいたします。

(2)2で記載した取り組みを進めるため、原則、医療、交通、金融、社会福祉等の社会生活を維持する上で必要なサービスに両親共に従事している等、仕事を休むことが困難な方以外は、登所を自粛していただきますようお願いいたします。

例：医療や公安（警察、消防等）、保育（学童保育を含む）、金融、食料品・医薬品販売、公共交通、運輸、飲食、衛生、物流及び公共インフラ（電気、ガス、水道、建設等）
※なお、登所を希望される方は、別紙「自粛要請期間における登所届」を学童クラブに提出してください。

4 開所時間について

引き続き、8時30分から19時まで開所します。（延長育成時間を含む）

5 学童クラブ育成料及び延長育成料について

月に1日も出席されなかった方や出席日数が半数以下の方については、学童クラブ費及び延長育成料（月額払い）の料金を5月分についても免除・減額します。手続き等の詳細については、既にお知らせしたとおりです。出席日数の把握を市（学童クラブ）で行う場合は、申請の必要はありません。なお、一旦口座引き落としされる場合がありますが、その場合は、充当若しくは返還させていただきます。（返還金が発生した場合は返還手続きは必要です。）

※兄弟、非課税、生活保護などを理由とした減免手続きは通常通り必要です。

6 その他

- ・育児休業中の方の復職につきましても、さらに1ヶ月延長します。（7月1日までに復職していただくこととなります。）
- ・現在求職要件で入所されている方の入所期間（3ヶ月間）につきましては、今後の状況を見ながら検討していく予定です。

※6月1日以降の対応につきましては、決定次第お知らせいたします。

【 問い合わせ先 】

多摩市子ども青少年部児童青少年課

TEL：042-338-6884

FAX：042-372-7988